

空き家をお持ちの方へ 普代村 空き家バンク登録促進事業

補助金制度のお知らせ

普代村では、空き家をお持ちの方で、空き家バンク登録物件を対象とした⁽¹⁾改修及び⁽²⁾環境整備のための補助金を交付します。

●改修工事

●環境整備

上限 **40万円**

改修に要した経費の1/2を補助金として交付します。

※補助金の交付は同一物件に対して1回限りとなります。

上限 **10万円**

環境整備のための残置物撤去等に要した費用の1/2を補助金として交付します。



改修と環境整備をしたい。



(1)改修
(建替えを除く増築、改築、修繕、模様替え、設備工事等)

(2)環境整備
(残地物撤去、清掃、廃棄物処分、庭木の伐採、草刈り等)

補助金の対象となるためには…

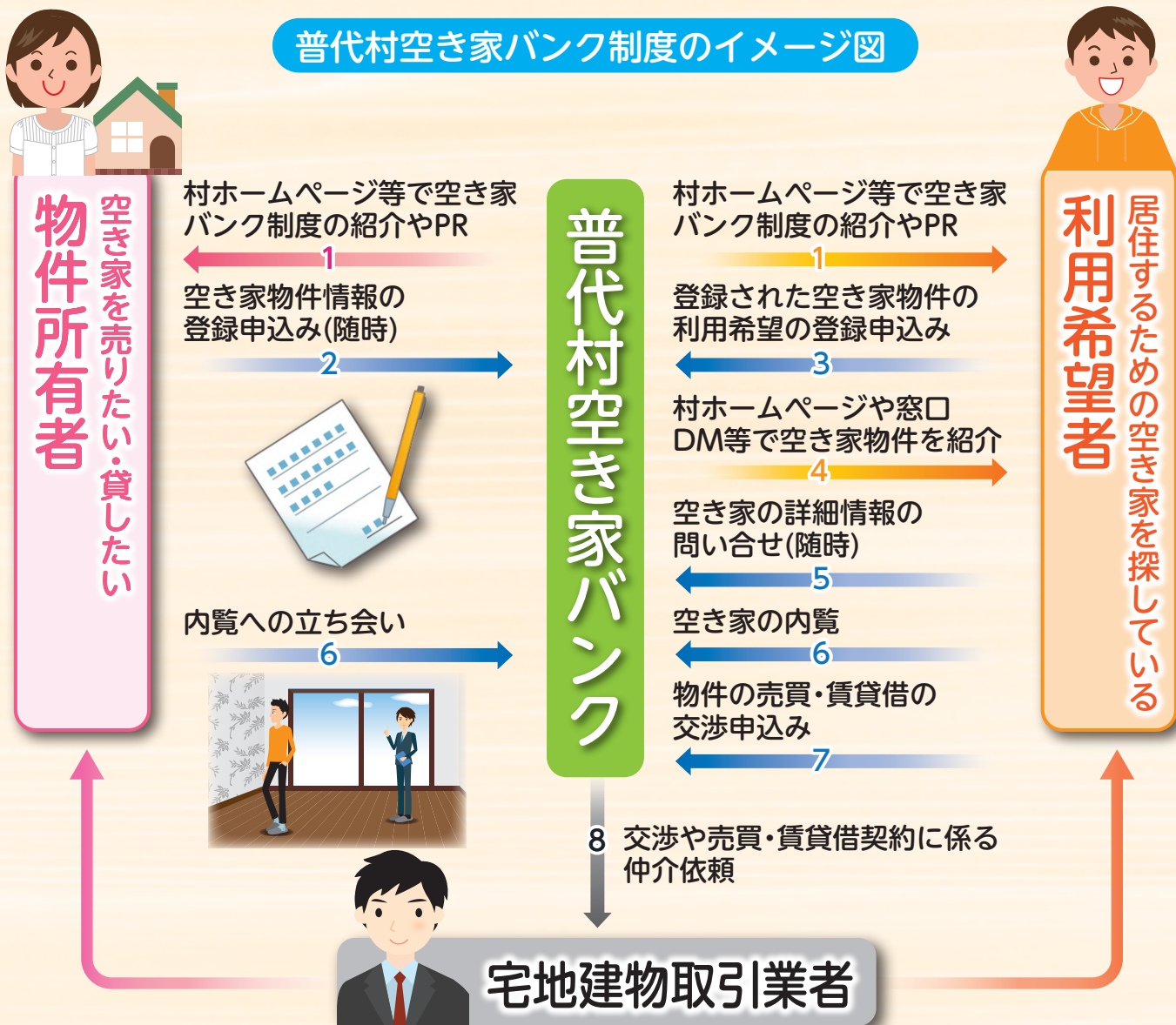
- ① 空き家バンクに登録
- ② 補助金の交付申請
- ③ 改修または環境整備の実施(両方も可)
- ④ 完了実績報告書の提出
- ⑤ 書類審査

普代村HP
住居ページ



普代村空き家バンク登録制度

普代村空き家バンク制度のイメージ図



※9 交渉や売買・賃貸借契約の契約(村は契約には関与しません)

※売買及び賃貸借の契約が締結された場合、宅地建物取引業者への仲介手数料が発生します。

○物件を売買した場合、売主が仲介手数料を宅建業者へ支払います。

※参考:500万円で売買した場合、約23万円程度

○物件を賃貸借した場合、借主が仲介手数料を宅建業者へ支払います。

※参考:家賃月額3万円で賃貸した場合、約3.3万円程度

参考積算

○物件を500万円で売買した場合

200万円 × 5.5% = 11万円

200万円 × 4.4% = 8.8万円

100万円 × 3.3% = 3.3万円

計 23.1万円

○物件を月額3万円で賃貸借した場合

3万円+(3万円×10%)=3.3万円